

事 業 報 告 書  
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 松葉医院

- ①  財団  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり)  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 兵庫県芦屋市翠ヶ丘町1番4号

(3) 設立認可年月日 平成13年10月30日

(4) 設立登記年月日 平成13年11月 8日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	松葉医院	兵庫県芦屋市翠ヶ丘町1番4号	一般病床 療養病床 [医療保険 介護保険] 床 床 床] 床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

会議名 議決事項

令和 4年 5月 26日 定時社員総会 3年度の決算の承認

令和 5年 2月 19日 定時社員総会 5年度の予算の承認

法人名 医療法人社団 松葉医院  
所在地 兵庫県芦屋市翠ヶ丘町1番4号

※医療法人整理番号

財 产 目 錄  
(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 領	77,706 千円
2. 負 債 領	3,449 千円
3. 純 資 産 領	74,257 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	44,911
B 固定資産	32,795
C 資産合計 (A+B)	77,706
D 負債合計	3,449
E 純資産 (C-D)	74,257

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団 松葉医院  
所在地 兵庫県芦屋市翠ヶ丘町1番4号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	44,911	I 流動負債	3,449
II 固定資産	32,795	II 固定負債	
1 有形固定資産	2,415	負債合計	3,449
2 無形固定資産	1,339	純資産の部	
3 その他の資産	29,041	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	64,257
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	74,257
資産合計	77,706	負債・純資産合計	77,706

法人名 医療法人社団 松葉医院  
所在地 兵庫県芦屋市翠ヶ丘町1番4号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	88,265
2 事 業 費 用	80,924
本來業務事業利益	7,341
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	7,341
II 事 業 外 収 益	2,636
III 事 業 外 費 用	0
經 常 利 益	9,977
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	9,977
法 人 稅 等	82
当 期 純 利 益	9,895

法人名 医療法人社団 松葉医院  
所在地 芦屋市翠ヶ丘町1番4号

※医療法人整理番号

### 関係事業者との取引の状況に関する報告書

#### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

#### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 関係事業者ごとに記載すること。

2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。  
近親者である場合には続柄を記載する。

3 次に定める取引については上記の注記を要しない。

イ 一般競争入札による取引並びに預資金の受取りその他取引の性格からみて  
取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。  
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い、  
4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

1 関係事業者は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。

2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。  
近親者である場合には続柄を記載する。

3 次に定める取引については上記の注記を要しない。

イ 一般競争入札による取引並びに預資金の受取りその他取引の性格からみて  
取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。  
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い、  
4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

## 監事監査報告書

医療法人社団 松葉医院  
理事長 松葉光史様

私は、医療法人社団 松葉医院 の令和4年会計年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。

また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 21日

医療法人社団 松葉医院

監事 松葉哲也